

《体育施設開放使用者調整会議について（確認）》

- ①「申請書」「名簿」「誓約書」の様式は、立山町ホームページからダウンロードして下さい。
- ②調整会議当日に、「申請書」「名簿」「誓約書」の3点を提出して下さい。
※全ての提出がない場合は許可いたしかねます。
※名簿は「令和8年10月1日見込み」で記載して下さい。
- ③施設の使用できない日時は、調整会議当日にカレンダーを確認し、申請書と相違ないようにして下さい。
- ④申請書と誓約書は、必ず施設ごとに記入して提出して下さい。同じ場所であっても、体育館とグラウンドを利用する場合は「それぞれ各1枚ずつ」提出下さい。まとめて記入されている場合は、受付いたしません。
- ⑤施設利用時間 「学校体育施設⇒18:30～21:00」
「町営体育施設⇒ 9:00～21:00」
※上記以外の申請は許可いたしかねます。
「過去の許可」は引き継ぎません。事情がある場合は、必ず調整会議以前に教育課にお問い合わせください。利用時間に関する当日のご意見は対応いたしかねます。
- ⑥学校施設は、「町内在住または在勤の者が過半数を超える団体」に使用を許可します。
その他の団体は、町営体育施設を使用して下さい。
- ⑦調整会議欠席の場合は、当日参加団体の申請を優先します。
- ⑧上記を含め、立山町条例および規則に反するまたは疑念が生じた申請については、許可いたしかねます。（※「前回までは承認されていた」は対応いたしかねます）
ご不明な点は、調整会議以前に余裕をもって立山町教育委員会教育課までお問い合わせください。
- ⑨町内体育施設は、「原則、火気厳禁」です。活動中の防寒対策としてのストーブ等の使用は認めません。衣服等で対応ください。グラウンド、ピロティ等も同様です。過去にもルールを無視した団体があり、大きな問題となったこともあります。以降も、使用が発覚した場合は当該団体の利用停止も含めた対応をとります。
- ⑩その他
*使用料の請求書は、前期は10月上旬、後期は4月上旬に教育課窓口でお渡しします。
*使用のキャンセルは、使用日から2日以上前とし、それ以外の自己都合によるキャンセルは受け付けません。（使用料金をご負担いただきます。）
*2、3月は、学校行事等により利用できなくなる日が多くあります。